

公立大学法人富山県立大学の各事業年度の業務実績に関する評価実施要領

平成 28 年 3 月 18 日

富山県公立大学法人評価委員会決定

1 趣旨

「公立大学法人富山県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、富山県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

2 年度評価の基本方針

年度評価は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 年度評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 年度評価は、主として中期目標の達成及び中期計画の実施に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (3) 年度評価の際、法人の取組みを社会に積極的にアピールすることや、法人業務全体の改善・充実を図る観点から、次の事項を考慮する。
 - ア 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組みを積極的に評価するものとする。
 - イ 法人の置かれている状況等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価するものとする。
 - ウ 法人の更なる発展のため、次期の中期目標・中期計画の自主的な検討に資するものとする。
 - エ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかにするものとする。
 - オ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。

3 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を調査、分析することにより、各事業年度における中期計画の進捗状況を確認する。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行う。

4 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、中期目標に定められた最上位の事項（以下「大項目」という。）について行う。
- (2) 項目別評価は、次の手順により行う。

ア 法人による自己点検・評価

- (ア) 法人は、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（様式1）（以下「業務実績報告書」という。）において、中期計画に基づき定めた年度計画の小項目ごとに、次の4段階により年度計画の実施状況の自己評価を行い、そのように判断した理由を示すとともに、計画の実施状況、成果等について記載する。

Ⅳ：計画を上回って実施している。

Ⅲ：概ね計画どおりに実施している。

Ⅱ：計画をやや下回っている。

Ⅰ：計画を大幅に下回っている。

- (イ) (ア)に掲げるもののほか、業務実績報告書には、大項目ごとに、特記事項として、以下の取組みなどを記載することとする。

- ① 法人化のメリットを活用し、法人運営の活性化等を目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組み
- ② 法人の置かれている状況等を踏まえた、法人運営を円滑に進めるための様々な工夫
- ③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は生じるおそれがある場合には、その状況、理由等（外的要因を含む。）
- ⑤ 当該年度以前に評価委員会から指摘された事項についての対応状況

イ 評価委員会による検証

評価委員会は、法人による自己評価に関し、法人からのヒアリング等を通じ、中期計画の達成に向けて各事業年度の業務が順調に進捗しているかという観点から、アの(ア)に規定する4段階により業務の実績について総合的に検証を行い、法人と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ 評価委員会による評価（（様式2）の「Ⅱ 項目別評価」）

イの検証を踏まえ、中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、大項目ごとに、次の5段階により評価を行うとともに、その判断理由のほか、特筆すべき点や遅れている点について意見を記述する。

S：中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。（評価委員会が特に認める場合）

- A：中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。(すべてⅣ又はⅢ)
B：中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。(Ⅳ又はⅢの割合が概ね9割以上)
C：中期計画の達成のためにはやや遅れている。(Ⅳ又はⅢの割合が概ね9割未満)
D：中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。(評価委員会が特に認める場合)

5 全体評価の具体的方法（(様式2)の「I 全体評価」）

評価委員会は、項目別評価の結果等を踏まえ、年度計画及び中期計画の進捗状況について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした魅力ある大学づくりに向けた取り組み、理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化、県民に対する説明責任を重視した開かれた大学を目指した取り組みなどについて積極的に評価するものとする。

6 年度評価のスケジュール

- | | |
|-------|---|
| 6月末まで | 法人は業務実績報告書を提出 |
| 7月 | 評価委員会による業務実績報告書の検証及び評価結果(案)の策定並びに評価結果(案)に対する法人の意見申立て機会の付与 |
| 8月上旬 | 評価結果を決定 |

7 その他

この実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については、必要に応じ、修正等を加えるものとする。

また、この実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善等を図るものとする。

(様式2)

I 全体評価

II 項目別評価

1 教育に関する目標

評 価		
-----	--	--

2 研究に関する目標

評 価		
-----	--	--

3 地域貢献に関する目標

評 価		
-----	--	--

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

評 価		
-----	--	--

5 財務内容の改善に関する目標

評 価		
-----	--	--

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

評 価		
-----	--	--

7 その他業務運営に関する目標

評 価		
-----	--	--